

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)(抜粋)

(指定の取消し等)

第五十条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定障害福祉サービス事業者に係る第二十九条第一項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一～四 (略)

五 介護給付費若しくは訓練等給付費又は療養介護医療費の請求に関し不正があったとき。

六～九 (略)

十 前各号に掲げる場合のほか、指定障害福祉サービス事業者が、障害福祉サービスに関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

十一～十二 (略)